

令和2年12月22日

信州連泊エンジョイプラン 年末年始以降における取扱いについて

長野県観光部観光誘客課・(一社)長野県観光機構
長野県で癒される連泊促進事業事務局

全国の感染拡大や長野県内の病床利用率が高いことなどを鑑み、12月25日(金)以降は当面の間、利用は長野県内在住者に限定し、以下の措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

(1) 長野県内にお住まいの方

- ・12月25日(金)以降の新規予約時には、宿泊施設や旅行会社で安心旅人宣言カードをご提示の際に、免許証など長野県内在住者であることを証明する書類提示にご協力ください。
- ・団体・グループ手配の場合は、県内在住者にのみ割引が適用されます。申込代表者の責任のもと、宿泊施設や旅行会社に県内在住の申告をお願いします。

(2) 長野県外にお住まいの方

- ・12月25日(金)以降は当面の間、割引の適用を一時停止します。
- ・ただし、12月25日(金)0時時点で予約されていた宿泊旅行については、割引を適用します。
- ・再開時期は県内の感染状況や医療提供体制、県外の感染状況を総合的に勘案して決定します。

(3) 長野県内・県外にお住まいの方共通

長野県の感染状況が顕著に拡大し、県が独自に定める全県の感染警戒レベルが5に引き上げられた場合には、12月25日(金)0時時点の既存予約についても割引の適用を一時停止する場合があります。